岩手県告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者					
名称	主たる事務所の所在		所在	変 更年月	
	地	名称	変更前	変更後	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の	日本調剤矢巾	紫波郡矢巾町大字藤沢	紫波郡矢巾町医大通二	令和元年6月
	内一丁目9番1号	薬局	第1地割114番地1	丁目4番3号	29日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所在	名 称	所在地		変更年月日
	地		変更前	変更後	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の	日本調剤矢巾	紫波郡矢巾町大字藤沢	紫波郡矢巾町医大通二	令和元年6月
	内一丁目9番1号	薬局	第1地割114番地1	丁目4番3号	29日